

知多市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定要領

（目的）

第1条 この要領は、極端な高温時における熱中症による人の健康に係る重大な被害の発生を防止することを目的に、暑さをしのぐ避難場所として熱中症特別警戒アラート発表時に開放する指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の指定について、必要な事項を定めるものである。

（対象）

第2条 指定の対象となる施設については、以下に掲げる要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 愛知県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること。
- (3) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること。

（期間）

第3条 クーリングシェルターの運用期間は国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間（毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日）とする。なお、開放できる日及び時間は、各施設の実情に応じる。

（指定）

第4条 市長は、第2条の要件を満たす施設について、クーリングシェルターとして指定することができる。

（募集）

第5条 民間事業者等が管理をする施設で、クーリングシェルターの指定を受けようとする民間事業者等は、知多市クーリングシェルター応募用紙（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による応募を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合、クーリングシェルターとして指定する。

3 指定を受けた施設を管理する民間事業者等は、市とクーリングシェルターに係る協定を締結し、その内容を履行しなくてはならない。

4 指定を受けた施設を管理する民間事業者等は、当該施設の情報が市のホームページ等で公表されることに同意しなければならない。

(変更)

第6条 クーリングシェルターの指定後、登録情報に変更が生じた場合は、市長にクーリングシェルター変更届（第2号様式）を提出し、登録情報の変更を行わなければならない。

(指定の取消し)

第7条 市長は、クーリングシェルターとして指定した施設のうち、民間事業者等が管理をする施設で次の各号のいずれかに該当するとき、指定を取消することができるものとする。

- (1) 知多市クーリングシェルター取消届（第3号様式）の提出があったとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 公序良俗に反する場合や、本事業の趣旨に適さないと認めるとき。

(指定施設の実施事項)

第8条 クーリングシェルターに指定された施設は、以下のことを実施すること。

- (1) 各施設の出入口等、見えやすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したステッカー等を掲示すること。
- (2) 愛知県内に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、各施設の実情に応じて市民その他の者に開放するとともに、その旨を掲示し、冷房設備の適切な管理及び休息用の椅子等の配置を可能な限り行うこと。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

知多市クーリングシェルター応募用紙

年 月 日

知多市長 様

応募者 住 所

氏 名

電話番号

以下のとおり、知多市クーリングシェルターに応募します。

施設名		
所在地		
開放可能日等	開放期間	
	開放する曜日	
	開放する時間帯	
	受入可能人数	
施設管理者	部署名	
	役職名	
	氏名	
担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

第3号様式（第7条関係）

知多市クーリングシェルター取消届

年 月 日

知多市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

以下のとおり、指定を取り消したいので届けます。

施設名		
所在地		
施設管理者	部署名	
	役職名	
	氏名	
担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
取消理由		